

# アヘン戦争とペリー来航

## —19世紀における転換の起点—

小 風 秀 雅\*

### 1. 不平等条約言説の虚構

19世紀中葉に東アジア世界を変えたのは、いわゆる Western Impact であった。アヘン戦争とペリー来航に代表されるように、強大な軍事力により東アジアを従属させたのである。

黒船という表現に象徴されるように、列強の軍事力の中心が海軍力であることが重要であろう。列強 (Great Powers) という言葉は、強力な海軍力と豊富な商船隊により、世界のどこにでも自国の力だけで進出する力を持つ国、という具体的な実態を持っていた。当時、列強の名に値する国は、イギリス、フランス、オランダ、アメリカ、ロシアなど、安政の五か国条約の締結国であった。こうした蒸気軍艦による東洋遠征が技術的に可能となったのは1840年代のことであり、「黒船」は当時の最先端技術を可視化したものであった。外圧を黒船という表現で表したことは列強の本質を的確にいいあらわしており、列強の強大な軍事力を目の当たりにしたアジア側は、これを危機的状況として理解したのである。

そのため、東アジア、とくに中国では不平等条約の締結により半植民地化された、とする不平等条約言説が今なお根強く残っている。

それと対応するように西洋史研究では、この時期に門戸開放と自由貿易の強要により東アジアは列強に従属した衛星型経済＝「非公式」の帝国の勢力圏へと転換した、とする自由貿易帝国主義論

が通説的地位を占めている。「公式の帝国」＝植民地化、「非公式の帝国」＝不平等条約体制、というふたつの支配・従属構造を並列させることによって、反帝国主義 (不干渉主義) の時代とされる小英国主義の時期においても、あたらしい諸地域を膨張しつつある経済に統合 (=開港) する過程に必要とされるかぎりでの政治的機能 (古典的帝国主義とは異質) としての帝国主義的特質は存在していたとし、非公式の帝国の発展を視野に入れた。

しかしその結果として、植民地体制と不平等条約体制が異なる支配のメカニズムによって維持されていたという差異を明確化しないか、あるいは、東アジアにおける不平等条約体制を19世紀世界システムにおける例外的なシステムであるとしてきたように思われる。自由貿易帝国主義論で主張されたことは、勢力圏か植民地かは厳密に区別されず、列強の都合によって植民地と勢力圏が選択可能な可変的システムであった、ということである。すなわち、半植民地という伝統的な、そして曖昧な表現は、期せずして自由貿易帝国主義論と照応しているのである。

また、これまでの日本近代史における不平等条約に関する論争における最大の論点も、アジア側の視点からの、列強の「強圧的な手段」である軍事力の評価と半植民地化の危機の有無をめぐるものであり、列強の軍事力をどのように評価するか、という点について、長年にわたってさまざまな論議がなされてきた。

しかし歴史の実態を見る限り、不平等条約は

\*お茶の水女子大学教授

「自由貿易」を実現するための手法であり、政治的安定による経済的利益（ローコスト・ハイリターン）を引き出すものであった。行使された軍事力は、条約履行を強制する以上のものではなかった。

これらの言説は不平等条約体制の歴史的本質を見誤った虚構である、というべきである。

「強圧的な手段」である軍事力に関する歴史的評価の観点、列強の軍事力がどのくらい強力であったのか、という軍事力の大小のレベルではなく、列強は軍事力の脅威によってどのような利益をアジアから引き出そうとしていたか、というところにおかれるべきではないだろうか。換言すれば、外圧の政治的・軍事的性格、すなわち東アジアにおける列強の軍事力は何のために、どのように行使されたのか、が解明されなければならない。列強の対日政策の本質と軍事行動の目的の検討が必要なのである。

## 2. 不平等条約と軍事力の関係

総じてこれまでの研究は、不平等条約が現実を果たした国際的機能、ないしは不平等条約が創出した国際システムとしての不平等条約体制に対する関心が薄かったということができよう。

安政条約で重要なポイントは、1. 自由貿易が開始されたこと、2. 締結された条約がいわゆる不平等条約であったこと、の二点である。しかも、それが欧米の軍事力によって実現したという点が問題であった。つまり、自由貿易を実現するために軍事力により不平等条約を強制する、という関係である。

この問題を考えるために、まず、不平等条約を論ずる際に必ずと言ってよいほど引用され検討されてきた、初代駐日総領事オールコックの『大君の都』の一節にある見解を再検討してみよう。ここにはイギリスの東アジア進出の論理が明確に示されている<sup>(1)</sup>。

われわれのつねに増大する欲求や生産能力に応じるためにわれわれはたえずつぎつぎに新しい市場をさがしとめる。そして、この市場は主として極東にあるように思われる。われわれの第一歩は、条約によってかれらの提供する市場に近づくことである。相手の方では交渉に入る意図をあまりもってはいないのだから、われわれは唯一の効果的な手段をたずさえる。それは圧力である。そして、必要な貿易の便宜やいっさいの権利を与えるという趣旨の文書をえる。のこるはずかにあと一歩である。それは条約を実施し、実効ある条約にしなければならぬということだ。

背景に強圧という手段があつてしかるべきだ。そして、他の手段をもってしても条約の規定を忠実に履行させることができないなら、強圧的な手段に訴える意志がありそうすることもできるということも知らさなければならない。

オールコックはこう言っている。極東の市場を開放させ、自由貿易による利益をえること、がイギリスの目的である。しかし、鎖国政策をとる国を開国させるには、圧力すなわち武力が必要であり、武力を背景に自由貿易を認めさせた条約を締結する。そして、強圧的な手段（軍事力）を示して、条約を履行させることが大事である、と。

さらにオールコックが駐清公使に転出したのちの1865年11月に、四国代表が連合艦隊を兵庫沖に派遣したことも、兵庫開港・条約勅許という条約の履行を日本に迫るためであったことはすでに明らかにされている。11月25日（10月8日）にパークス公使は、ラッセル外相にあててこう記している<sup>(2)</sup>。

堂々たる艦隊が大坂沖に出現したのは、威圧や脅迫のためではなかったが、少なくとも、条約反対派に対して、条約締結国は、必要とあらばいつでも、条約実施を迫る手段をもっていることを、思い知らせるのに役立つであ

ろう。

「強圧的な手段」すなわち軍事力は条約の履行を強制するものであり、自由貿易の実現のための手段として行使されたという点については、じつはすでに遠山茂樹が半世紀以上前に指摘している<sup>(3)</sup>。

当時欧米資本主義の先頭に立ち、また幕末のほとんど全期間を通じて、駐日外交団での指導的地位にあったイギリスは、保護貿易主義から自由貿易主義に転換し、その外交政策の基調は貿易第一主義であったといえよう。だが、その自由貿易主義は、七つの海を支配する海運力・海軍力と、市場が自由に開放されておれば、どこの国との貿易をも制覇して自国資本主義の利益に従属せしめることのできる高い生産力ともとづいていた。そのことは同時に、市場開放をさまたげるものにはたいし、武力の脅迫をもってするの躊躇しないことを意味していた。

つまり、当該期のイギリスの第一の関心は貿易であり、その海軍力・海運力は「市場開放をさまたげるものにはたいし、武力の脅迫」に使用され、自由貿易を維持するために使用される、という点を鋭く指摘していた。オールコックの主張を正確に読み解いたものとして、卓見というべきであろう<sup>(4)</sup>。

### 3. 不平等条約システムの構造

不平等条約体制とは、自由貿易を実現し、貿易の利益を最大限引き出すためのシステムであった。

自由貿易をアジアに強制する上で直接的な効果を発揮したのが、協定関税制度であったが、自由貿易を円滑に推進するには、低率関税の強制だけでは不十分であった。条約を実効あるものとして機能させるために、不平等条約に組み込まれた領事裁判権と片務的最恵国待遇が不可欠であった。この両条項によって、列強は自由貿易の円滑な発

展を期待したのである。ここに、不平等条約システムにける二つの協調体制、すなわち欧米列強と東アジア諸国との協調、不平等条約体制を維持するための列強間の協調（共同利害の擁護）、という不平等条約システムにおけるメカニズムが成立することになるのである<sup>(5)</sup>。

このことから、不平等条約システムの特徴として、以下の3点を指摘することができる。

1. ふたつの協調（政治的安定と利益極大化）第一は東アジアとの協調である。列強は東アジアとの政治的安定を志向し、領事裁判権は異文化接触における軋轢の緩衝装置として機能した。第二は、不平等性拡大のシステムとしての片務的最恵国条項であり、列強は不平等条約体制の維持拡大に共同して取り組んだのである。
2. 国家主権の承認 条約の締結によって国家主権の存在を確認された地域は、国際法上容易には植民地化されない。東アジアにおいては、ロシアの南下を阻止する装置として機能した。

オールコックは『大君の都』において、条約は「すこしも経費を要せずして艦隊や軍隊の代わりをつとめるひとつの力」であり、これがある限り日本を「われわれの同意なしに征服したり併合したりすることは困難であろう」としている。条約が植民地化を阻止する機能を果している、というこの記述の根拠は、さきほど説明した植民地化のルールにあると考えることができる。すなわち条約の締結は、欧米が日本や中国を主権国家として認めたということであり、主権国家として認めたということは、条約の内容が不平等であるにせよ、近代国際法のルールでは、簡単に植民地化することができない、ということの意味するのである。

3. 不平等性は固定的ではないが、その変更は困難で、列強の都合だけで簡単に動くシステムではなかった。欧米列強は不平等条約において、上記1および2のような協調と牽制のシステムを作り出したが、この横並びの体制は、いずれ

か一国がこのシステムに固執すれば変更することが困難であった。東アジアが近代化すれば対等条約に移行するが、それには条約締結国すべての賛成が必要であった。また、いずれかの国がこのシステムを超えて軍事力を行使して勢力拡大を図ることも困難であった。植民地化を含む条約「改悪」には再度の軍事力行使が必要であったが、牽制のシステムが機能すれば、それも困難であったのである。

つまり、このシステムを打破するには、アジア側からのアクションが必要であった。

#### 4. 華夷秩序と不平等条約の相克

こうした状況とくに後者の状況は、1870年代に急速に進む交通革命（汽船・鉄道・通信手段の技術革新・新交通ルート）によって生じた。不平等条約体制は伝統的なアジアの国際秩序である冊封体制＝と対立を始めたのだが、そのきっかけを作ったのは日本であった。

日中関係は、琉球問題（1871～）、台湾問題（1874～）、朝鮮問題（1875～）と日中間の周縁地域問題として連動しつつ惹起したが、とくに台湾出兵は列強の周辺地域への軍事進出を誘発し、日中間の緊張は列国の外交政策とも連動した。

1874年の台湾出兵に際して大久保利通は、「琉球両属の淵源を絶ち朝鮮自新の門戸を開く」という方針を明確にした。大久保は琉球の両属、朝鮮の属国という華夷秩序と対決し近代国際法の論理に立脚しようとした。その方針は前任者の副島の冊封体制との併存という方針とは正反対であった。その意味で、台湾出兵によって日本のアジア外交は大きく転換したといえることができる。

対清交渉において、大久保は強硬な外交姿勢を示すことにより、駐清英国公使ウエードの仲裁という欧米列強の介入を積極的に引き出すことに成功した。以後、日本は東アジアにおける万国公法論理の体現者として行動していく。そしてその

ことは、日中関係の基調が宥和から緊張へと転回することを意味していたのである<sup>6)</sup>。

台湾出兵に始まる日本による華夷秩序への揺さぶりは、1870年代にイリ紛争、清仏戦争など周辺地域を巡る対立へと発展し、清の宗主権が動揺し、海防派と塞防派の対立が生じた。

とくに列強の焦点となったのが朝鮮開国問題であった。1876年に締結された日朝修好条規は和親条約であったが、条約の締結によりロシアの南下を防止する機能を果たした。しかし1880年代に締結された欧米との通商条約は、清と朝鮮との関係を大きく変化させただけでなく、挑戦をめぐる日中関係にも変化を生じさせた。

冊法体制と不平等条約体制は、日本の外交原理の転換によって生じた日中間の緊張とともに連動を始め、日清戦争へと続いていったのである。

#### 注

1. オールコック（山口光朔訳）『大君の都』下（岩波文庫、1962年）第37章、289頁
2. ディキンズ（高梨健吉訳）『パークス伝』（東洋文庫、1984年）、46頁
3. 遠山茂樹『明治維新』新版（岩波全書、1972年）、44-45頁
4. 開国・開港の時点に於ける「半植民地」の歴史的 성격が、のちの帝国主義時代と同じかどうかをめぐって1950年代に遠山茂樹と井上清の論争が展開された。当初遠山が『明治維新』（岩波全書、1951年）において、「半植民地」とは産業資本主義段階上における経済的従属を意味するとし、のちの帝国主義時代とは異なり、経済的従属の側面が強いことを主張した。これに対して井上清は、列強は「明白にそういう意図（日本を半植民地や従属国にする意図）をもって日本にのぞんでいたのである。……日本はただに経済的に列強の半植民地市場とされたのみならず、政治的にも列強の半植民地あるいは従属国とされる危険にさらされていた」として、半植民地化は植民地化に等しく、当時の日本にもその危険性が存在していたことを主張した（『日本現代史』1（東大出版会、1951年）、181、177頁）。

この批判を受けて、遠山は植民地化の危機が内包されていたことを認めたが、その一方で、本文

に引用した指摘は変更していない（前掲注3）。

5. 拙稿「19世紀世界システムのサブシステムとしての不平等条約体制」（『東アジア近代史』13、2010年）を参照。
6. 拙稿「華夷秩序と日本外交－琉球・朝鮮をめぐって－」（『明治維新とアジア』吉川弘文館、2001年）を参照。